

神奈川県指令都公第410004号

横須賀市小川町11番地

横須賀市長

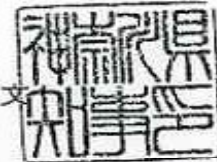
沢田 秀男

平成16年4月30日付けをもって申請のありました県立観音崎公園内における公園施設の設置については、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下法という。）第5条第2項の規定により次の条件を付けて許可します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができません。

平成16年6月11日

神奈川県知事 松沢 成文



（設置許可施設）

1 設置許可する施設は、次のとおりとする。

- (1) 種別 教養施設、便益施設、修景施設、管理施設、休養施設、  
法第2条第2項第9号で定める施設
- (2) 所在 横須賀市鴨居3丁目及び4丁目地内
- (3) 設置許可施設 美術館、駐車場、レストラン、ミュージアムショップ、  
トイレ、水飲場、植栽、芝生、彫像、管理事務所、倉庫、照明灯、  
サイン、ベンチ、防災倉庫及び美術館付属施設
- (4) 設置許可面積 土地：22,385.71㎡

（用途）

2 設置許可場所は、上記設置許可施設の設置のために使用し、その他の用途に使用してはならない。

（設置許可期間）

3 設置許可期間は、平成16年6月11日から平成18年3月31日までとす

る。

(使用料)

4 使用料は、免除とする。

(使用料の改定)

5 県は、法令の改正及び経済情勢の変動その他の理由があるときは、使用料を改定することができるものとする。

(設置許可場所の管理)

6 設置許可場所は、常に善良なる管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(実地検査等)

7 県において必要があるときは、設置許可場所について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他維持保全に関し必要な指示をすることができるものとする。

(2) 設置許可期間の満了に際しては、設置許可施設の収支決算書を知事に2部提出しなければならない。

(現状変更行為の制限)

8 設置許可施設について修繕、模様替えその他の行為をするときは、事前に文書で知事の許可を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

9 設置許可場所は、他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(管理上の損傷等)

10 設置許可場所の全部又は一部を損傷したときは、速やかに横須賀土木事務所長に報告し、その指示を受けて自己の負担により原状に回復しなければならない。

(設置許可の取消し)

11 この許可条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

(原状回復)

